

## 第 2 3 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和元年6月4日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時30分
4、会議に付された件名	
議第75号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第76号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第77号	農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第78号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について
議第79号	農用地利用集積計画の決定について
議第80号	御嵩町農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定に対する意見について
報第24号	農業用施設届について
報第25号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	7番 田中幹三郎 委員 8番 田中宣行 委員
7、欠席議員	1番 亀井和紀 委員 6番 鈴木國人 委員
議 長	<p>ただ今の出席委員は12名で定数に達していますので、これより第23回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、1番 亀井和紀委員、6番 鈴木國人委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録 署名者に、7番 田中幹三郎委員、8番 田中宣行委員を指名します。</p>
議 長	<p>それでは、議第75号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案から5号事案については同じ区域内での申請であり、同様の内容であるためまとめて説明いたします。 また、4号事案について今井推進委員に関係しますので、今井推進委員は 農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p>

<p>3 番奥村委員</p>	<p>(今井推進委員 退席)  それでは3番 奥村清治委員 説明願います。</p> <p>3 番 奥村です。1号事案から5号事案までは同じ区域内での申請ですのでまとめて説明します。  申請地の場所は上之郷小学校から北東へ100m程の所です。  目的は太陽光発電施設です。  権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、申請地はイノシシによる被害がひどく、農作物を収穫が難しい状況であるということ、また、譲渡人が高齢になり農地の維持・管理ができないことから太陽光発電のための売却に至ったということになっております。  全体の面積は14筆で9,524㎡ですべて休耕田、休耕畑になっていました。  譲渡人は宿の方が7名、美佐野の方が2名、郡上市の方が1人、譲受人は名古屋市の方が2人、あま市の方が2人、一宮市の方が1人で合計5人となっております。  雨量計算書や、U字溝の排水能力についての資料がついており、不明な部分がありましたので事前に事務局に確認をしてもらいましたが問題ないと判断しております。  各申請地の境界部分にフェンスを設置して囲い、雨水は申請地それぞれに調整池を設けたうえで周辺水路への排水をします。  転用に当たっては周辺の農地への影響が出ぬよう十分注意して行いますが、万が一被害が発生した場合には申請者で解決しますとのことです。  隣地承諾書、誓約書、水利組合の同意書、委任状については確認しました。  説明は以上です。皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
<p>11 番奥村委員</p>	<p>5名の方が同一区域内に太陽光発電施設を設置するという申請内容になっていますが、トラブルがあった際にはどのように対応されるのでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>個々の申請となっておりますので所有権はそれぞれの譲受人にわたることになりますが、管理はグローバルエナジーが引き受けることになっておりますのでトラブルが起こった際にもグローバルエナジーで対応いただくことになるかと思えます。</p>
<p>11 番奥村委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質疑はありませんか。  他に質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>また、申請地は平成 31 年 2 月に農振除外がなされております。</p> <p>御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案から 5 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案から 5 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>審議終了いたしましたので、今井推進委員の着席を認めます。</p> <p>(今井推進委員 着席)</p>
議 長	<p>次に 6 号事案について、3 番 奥村清治委員 説明願います。</p>
3 番奥村委員	<p>3 番奥村です。</p> <p>申請地の場所は JA めぐみの農協みたけ支店より東へ 200m 程の所です。</p> <p>転用の目的としましては一般個人住宅です。本申請地の南側の宅地は昨年 12 月に 5 条申請の許可が下りており、現在建物を建築中です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、昨年 12 月の転用申請を受けた土地の北側境界が歪な形をしておりブロック積を施工することができないため、本申請地を取得してブロック積のための用地としたいとのことです。</p> <p>現地確認をした際に既にブロック積の施工が始まっていたため、そのことについて指摘し、始末書が提出されています。</p> <p>転用することによる付近の土地、作物、家畜等への被害防除施設の概要は、東側は道路、西側及び北側は譲渡人の田、南側は宅地となっております。周囲にはコンクリートブロックを施工し被害が無いように努めます。雨水は自然浸透及び道路側溝に流します。転用に際して万が一被害が生じた場合は譲受人の責任において対処しますとのことです。</p> <p>委任状、始末書、誓約書を確認しました。</p> <p>以上です。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>奥村委員からの説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分については、上之郷公民館から約 500m に位置</p>

<p>議 長</p>	<p>しており、第2種農地に位置付けられます。 以上です。</p> <p>採決に入ります。 6号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、7号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。</p>
<p>7番田中委員</p>	<p>7番田中です。第7号事案の説明をいたします。 事務局より朗読のありました事項については省略します。 資料5-7をご覧ください。 本件の場所は国道21号線大庭交差点より北東へ約350m、真名田ため池堰堤より南へ150mの所です。 現地確認は5月27日に実施しました。 本件は20年間の賃貸借契約に基づく事業で年額15万円の賃料となっております。 申請地付近の状況を説明いたします。申請地の東側は水路、西側は水路及び道路、南側は田、北側も田です。南北の他の所有者からそれぞれ隣地承諾書を得られております。 水路に関しては、真名田水利組合の同意書が添付されております。 土地の利用計画は既存の畦をそのまま維持管理して利用し、田面には透過性防草シートを全面に敷く予定です。雨水は地下浸透とし、雨水が過剰に発生した場合は既存排水溝より東側排水路へ排水するとのことです。人の立ち入りを制限するためのフェンスは、畦の内側に設置予定です。畔はフェンスの外側にありますが、本発電所の重要な一部分と考えるべきで、日ごろの草刈り等の管理が欠かせません。先ほど説明しました水利組合同意書には事業者の誓約書も付属しており、誓約書によると工事中及び工事完了後、維持管理は厳にする旨の内容になっております。維持管理作業にあたっては畦畔だけではなく、水路も含むことを事業者及び施工者、管理会社さんが理解して確実に履行していただくよう行政書士から伝達するように依頼しております。 現地については、適切な管理を行っていただければ周辺農地への影響はないものと考えます。 申請にあたって誓約書、隣地同意書、水利組合同意書、土地利用計画図、法人の登記事項証明書、定款の写し、設置予定の太陽光パネル仕様書、中部電力との接続契約についての文書等を確認しました。 以上から7号事案の申請内容に問題はないかと思えます。皆様の審議をお願いします。</p>

議 長	<p>田中委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>7号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって7号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、8号事案について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>8号事案について説明します。資料5-8をご覧ください。</p> <p>本件の売買理由は、譲渡人は高齢となり耕作ができなくなってきたことと、譲受人は太陽光発電施設設置事業に伴う利用地を探しておられたことから、両者間で合意に至り今回の申請となりました。</p> <p>申請地は国道21号バイパス線古屋敷交差点から、東南方向に直線で約500m地点にあります。町道を挟んだ2筆の水田で、北側に奥洞ため池があります。2筆の事業予定地のエリアは、外周がテープで示されておりました。</p> <p>申請地周辺の状況をご説明します。</p> <p>まず、古屋敷字東洞40番は北側と東側が町道、西側が排水路で北側の町道をくぐって奥洞ため池へ直接つながっています。南側は田で、隣地同意書が提出されています。</p> <p>次に、古屋敷字東洞56番は、西側は町道、北側と東側は農業水路がL字形にあり、東洞40番と同様に町道下を通過して奥洞ため池へ流れ込んでいます。南側隣地は地目水田で、相続手続きが行われていないため、古屋敷在住の相続関係人から隣地同意書が提出されています。</p> <p>申請地での雨水処理は、耕作されていた従来からのとおりにそれぞれ隣接農業排水路へ流出させる予定で、地元水利組合からの同意書が提出されています。</p> <p>次に埋め立て等について、東洞56番では予定はありませんが、西側の東洞40番は地盤が隣接する町道と比べて低い位置であることと、ため池の直近の場所であることから、事前の行政書士との立会時の説明では30cmほど埋め立てを予定していると説明を受けていました。しかし、5月27日の委員会現地確認の折に行政書士から、工事業者の提案で耕作農土に薬剤を混ぜて地盤を強固にできる</p>

	<p>方法を用いて申請地の整備を図る案が提案されているので、申請者がこの工法に変更予定との説明がありました。このため、事業計画が変更される場合は、5条申請書や太陽光発電施設設置に伴う申請書等について、申請資料の修正・変更を行うよう行政書士へ指示がなされました。</p> <p>事業予定地の周囲には、2カ所とも高さ 1.2m のフェンスが設置される計画です。</p> <p>太陽光パネルの設置計画案は、東洞 40 番は東西方向に合計 4 列設置します。最も長い施設ではパネルが 72 枚、最も短い施設で 28 枚、合計パネル枚数は 324 枚となります。次に東洞 56 番では、東西方向に合計 3 列設置されてパネル枚数は 116 枚で、2カ所の全体パネルの数は 440 枚の予定です。</p> <p>パネルの設置位置は、最も高い箇所地表から 1.5m の予定です。</p> <p>なお、現地周辺は個人住宅がないことから、事業予定者は自宅で随時現地確認ができるよう、監視カメラを設置する計画とのことです。</p> <p>申請地周辺の草刈り管理に関して、この地域の農地管理上の慣習として、所有地に隣接する水路敷や道路沿い等の草刈り管理について、今後協力していただくよう行政書士から事業申請者あてに指導を要請したところ、その点については既に行政書士から転用事業申請者へ説明がなされており、年数回の草刈り管理が必要となることも伝えられているとのことでした。</p> <p>その他、本件申請書には、施設設置計画案や県知事と御嵩町長あて誓約書、預金残高証明書、ソーラーローン保証委託契約の内定通知書、経済産業省からの事業認定通知書、中部電力からの系統連系契約、太陽光施設の関係書類、行政書士あて委任状が添付されておりました。</p> <p>説明は以上です。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事 務 局	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>8号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p>

議 長	<p>よって8号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第76号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>1号事案について説明します。</p> <p>本件は皆様に審議いただき、平成30年12月26日付で一般個人住宅の農地転用5条許可が下りている案件の事業計画変更になります。資料48ページの図面をご覧ください。当初は西側に位置している695番1とその東の695番7を住宅敷地として転用しました。しかし、許可後にブロック積を施工したところ、北側の境界が歪で、図面でいう701番3と701番4にはみ出して施工していることが判明しました。</p> <p>そこで、譲受人が北側の土地所有者にブロック塀を積むための敷地及び残地を庭として譲り受けたい旨を申し出たところ、北側の土地所有者がこれを受諾したため、一体利用地を増やしブロック塀建築箇所を確保し、隣接地の被害防除を図りたく本事業計画変更申請に至ったとのことです。</p> <p>現地には既にブロック塀が施工されているため、始末書が添付されています。雨水は東側側溝へ流すため、周囲に影響はないと思われれます。</p> <p>701番3と701番4については先ほど5条の審議にて適当と認められております。</p> <p>説明は以上となります。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分については、上之郷公民館から約500mに位置しており、第2種農地に位置付けられます。 以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第77号 農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局、朗読願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>(事務局朗読)</p> <p>1号事案について 3番 奥村委員 説明願います。</p>
<p>3番奥村委員</p>	<p>3番奥村です。  場所の上之郷保育園から北東へ約500mの所です。  転用の目的としましては一般個人住宅の駐車場及び進入路建設のためとなっています。  申請地の北側は既に進入路になっておりますがその部分については始末書が添付されております。  西側は畑となっておりますがこの部分については隣地承諾書が得られております。  申請地と隣接農地の境には土留めを施工し、土砂等の流出の無いよう努めます。雨水は自然浸透にて処理します。  転用に際して流水等が迷惑にならないよう努めますが、万が一被害があった場合には申請人において解決することです。  現地確認の際に皆様にご確認いただきましたが、白いテープで範囲が明示され、草刈りがしてあり、札も立てて頂いておりました。  以上のことから申請内容に問題はないかと思います。  皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>奥村委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。  質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。  以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。  1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。  よって1号事案は可決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議第78号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。  事務局朗読願います。  (事務局朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>3番奥村委員</p>	<p>1号事案について、3番 奥村清治委員 説明願います。</p> <p>3番奥村です。1号事案について説明します。  行政書士と立会いを行いまして、現地は草が生い茂っておりますし</p>

	<p>たので草刈りを行うよう強く依頼をしておりました。本日現地を確認した際には草刈りが行ってありました。</p> <p>譲受人は土地の北側に新しく家を建てられるということで押山から引っ越してここへ来られるということです。宅地に付随する申請地も購入するということでこれを買って受けられるということでした。</p> <p>農機具もそろっているとのことで営農は問題なく行えるかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続いて 今井推進委員 現地の状況等 説明願います。</p>
今井推進委員	<p>草刈については何年も刈ってないということではなく毎年管理されている様子で、生えている草も今年の草であると思われるため、刈ればいつでも農地として利用可能であると見ております。</p> <p>私からは以上です。</p>
議 長	<p>2人からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は適当と認め許可します。</p> <p>次に、議第79号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について 今井推進委員、現地の状況はどうでしたか。</p> <p>気になる点などありましたら説明願います。</p>
今井推進委員	<p>5月21日の転用申請現地確認終了後、地区担当委員の山口さんと現地を確認しました。</p> <p>申請地については自然農法の形で草は生えておりますが、その中に作物を作られるところだけ刈り込みをして自然堆肥のように循環型の農法をされております。</p> <p>以前からそのような農法ということを知っており特に問題はないかと思えます。</p>

議 長	今井委員からの説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありますか。
事務局次長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますが、特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案は可決しました。
議 長	次の、2号事案について 7番 田中委員に関係しますので、7番 田中委員は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (7番 田中委員 退席)
議 長	2号事案について 伊左治推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。
伊左治推進委員	更新の申請であり、現在も適正に管理されていることから何も問題はないかと思えます。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
事務局次長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案は可決しました。
議 長	審議終了いたしましたので、7番 田中委員の着席を認めます。 (7番 田中委員 着席)
議 長	次に 議第80号 御嵩町農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定に対する意見について、を議題とします。 事務局より朗読、説明願います。 (事務局朗読)
事 務 局	別紙でお配りしております「平成30年度の目標及びその達成に

	<p>向けた活動の点検・評価」をご覧ください。</p> <p>1 ページ目、農業委員会の状況については各種統計データに基づいております。</p> <p>認定農業者は〇〇、●●、△△、▲▲、□□、■■の計6名です。</p> <p>認定新規就農者は比衣地区の◆◆氏となっております。</p> <p>続きまして、4 ページの2、平成30年度の目標及び実績をご覧ください。</p> <p>こちらは遊休農地の解消についての項目であり、先月の委員会でお伝えさせていただいた際には、解消目標に対して解消実績が非常に大きい数値となっていました。</p> <p>先月提示させていただいた解消実績面積は7.6haでしたが、実際に7.6haの遊休農地が解消されたわけではなく、前年まで遊休農地と判断していた所を1年に1回程度は管理されており遊休農地とは判断しない、とした部分があるため、結果として遊休農地の面積が減少したという判断になっていました。</p> <p>しかしながら目標の0.3haは実際に遊休農地が解消された面積を指しているため、実績としては昨年度皆様に取り組んでいただきました遊休農地解消活動の面積の数値とすることが適当であると思います。</p> <p>平成30年3月から平成31年3月末までの解消実績は計8筆で面積は7,714平米です。よって、解消実績は7.6haではなく0.8haとさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、11 ページの2 令和元年度の目標及び活動計画をご覧ください。</p> <p>こちらは今年度の遊休農地解消に関する項目となります。昨年度、皆様には年間を通して遊休農地解消活動に取り組んでいただきました。</p> <p>こちらの実績に基づき、今年度の目標は昨年とほぼ同程度の0.7haとさせていただきたいと思います。</p> <p>実績から0.1ha少なくなっている理由としては、昨年度の活動が平成30年3月分を含んでいるためです。</p> <p>以上、おおまかな概要の説明となりましたが指摘事項があれば修正し、ホームページ上に掲載します。</p> <p>皆様の審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p>

<p>議 長</p>	<p>議第 80 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって議第 80 号については適当と認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に報第 24 号 農業用施設届について、事務局より報告願います。 (事務局報告)</p>
<p>3 番奥村委員</p>	<p>1 号事案について 3 番奥村清治委員、現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたらお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>3 番奥村です。 本申請は農業用倉庫の建設という内容です。 敷地面積が 200 平米未満の場合は農地法の許可がいらぬということが出ております。 3 条申請の譲受人がこの土地の東側に住宅の建設をされるということで 3 条で取得する農地の管理用に倉庫を建設されるということです。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>本来、農地に施設を建設する際には農地転用が必要になりますが、農地法では敷地面積が 2 アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合は許可を要しないとされています。本事案については進入路・敷地を含む面積が 2 アール未満であり、施設を農業用に使用することが確認できておりますので転用は不要と判断し報告とさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの補足説明が終わりましたので、以上をもって報告とさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報第 25 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による 届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p> <p>事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p>

10 時 41 分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを  
証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

7 番

---

8 番

---